

小平市立上水中学校 PTA 規約

小平市立上水中学校 PTA

東京都小平市上水南町 1-7-1

電話 042-323-8611

小平市立上水中学校 PTA 規約

第1章 名称・所在地・設立

第1条 【名称・所在地・設立年月日】

本会は、小平市立上水中学校 PTA と称し、所在地を小平市立上水中学校（以下本校と呼ぶ）内におく。（東京都小平市上水南町 1-7-1）
平成 13 年 4 月 1 日設立

第2章 目的・活動

第2条 【目的】

本会は保護者と教職員が協力して、学校・家庭および社会における生徒の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。

第3条 【活動】

本会は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1） 学校と家庭間の緊密な連絡に関すること。
- （2） 学校の教育目標達成への協力。
- （3） 教育環境の整備充実に関すること。
- （4） 会員相互の親睦・研さん。
- （5） その他必要と認めたこと。

第3章 会員

第4条 【会員】

本会の会員は、本校生徒の保護者と教職員で組織する。

第4章 役員および委員

第5条 【役員】

- 1 本会の役員は次のとおりとする。

- （1） 会長 1 名（保護者）
- （2） 副会長 3 名（保護者 2 副校長）
- （3） 書記 3 名（保護者 2 教職員 1）
- （4） 会計 3 名（保護者 2 教職員 1）
- （5） 顧問 1 名（校長）

- 2 役員の任期は1年とし、引き続き1年に限り再任を妨げない。ただし、教職員である役員の任期についてはその限りではない。
- 3 運営委員会が必要と認めたとき、1年に限り役員を増員することができる。

第6条 【役員の任務】

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長不在のときはその代理を務める。
- (3) 書記は総会、運営委員会、常任委員会等の議事、その他本会に関する重要な事項を記録する。
- (4) 会計は会計事務を処理する。
- (5) 顧問は各会合に出席し、その運営に参加することができる。

第7条 【委員】

本会の委員は次のとおりとする。

- (1) 学級代表委員 1名×学級数
- (2) 地区委員 1名×学級数
- (3) 広報委員 1名×学級数

第8条 【常任委員】

次の役員および委員は常任委員となる。

- (1) 役員
- (2) 学級代表委員会の委員長・副委員長
- (3) 地区委員会の委員長・副委員長
- (4) 広報委員会の委員長・副委員長

第9条 【役員および委員の選出】

- 1 役員は、前年度の常任委員会において候補者を選出し、運営委員会を経て会員に公示し、定期総会の承認を得て決定する。
- 2 年度始めに各学級より3名の委員（学級委員）を保護者から選出する。互選により学級代表・地区・広報のいずれかの委員となりそれぞれの委員会に所属する。
各委員会は、それぞれ互選により委員長・副委員長を選出する。

第5章 会合・同好会

第10条 【会合】

会合は次のとおりとする。

- (1) 総会（定期・臨時）
- (2) 運営委員会
- (3) 常任委員会
- (4) 役員会
- (5) 学級代表委員会

- (6) 地区委員会
- (7) 広報委員会
- (8) 学級懇談会
- (9) 学年懇談会
- (10) 特別委員会

第11条【総会】

- 1 総会は最高の議決機関であり、定期総会は年度始めに、臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要請があったとき、会長が招集する。
- 2 総会は、会員の5分の2以上（委任状を含む）の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって議決する。
- 3 定期総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 会務報告および決算報告とその承認。
 - (2) 予算の承認。
 - (3) 役員および会計監査人の承認。
 - (4) その他必要と認めた事項。

第12条【運営委員会】

- 1 運営委員会は、各学級から選出された全学級委員および役員による会であり、総会に次ぐ議決機関である。
- 2 運営委員会は、会長が招集する。原則として各学期に開催される。

第13条【常任委員会】

- 1 常任委員会は、第5条の役員と各委員会の委員長・副委員長から構成され、会長が招集する。
- 2 常任委員会は、次年度の役員候補者の選出にあたるほか、各委員会活動の調整など、本会運営のため随時開催される。

第14条【役員会】

役員会は第5条の役員から構成され、本会運営のため随時開催される。

第15条【学級代表委員会】

- 1 学級代表委員会は、各学級の学級代表委員から構成され、学級代表委員長が随時開催する。必要に応じ、学年ごとに開催することもできる。
- 2 学級代表委員会は、会員の親睦を図るとともに、会員の意見が本会の活動に反映されるよう努める。

第16条【地区委員会】

- 1 地区委員会は、各学級の地区委員から構成され、地区委員長が随時開催する。
- 2 地区委員会は、本校生活指導や青少対への協力のほか、地域の教育的環境充実へ向けて活動する。

第17条【広報委員会】

- 1 広報委員会は、各学級の広報委員から構成され、広報委員長が随時開催する。
- 2 広報委員会は、広報誌「みのり」を発行し、本会活動の広報にあたる。

第18条【学級懇談会】

学級懇談会は、各学級の保護者および学級担任による会で、必要により随時開

催される。

第19条【学年懇談会】

学年懇談会は、各学年の保護者および学年担当教師による会で、必要により随時開催される。

第20条【特別委員会】

特別委員会は、必要に応じて運営委員会の議決により設置される。

第21条【同好会】

会員相互の親睦を図るため、運営委員会の承認を得て同好会を設置することができる。

第6章 会計

第22条【経費】

本会の経費は、会費その他でまかなう。

第23条【会費】

会費は、PTA定期総会で承認された金額とする。ただし保護者の会員については家庭数での集金とする。

第24条【会計年度】

本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第25条【決算】

本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告するものとする。

第26条【会計監査人】

- 1 本会の会計を監査するため、2名の会計監査人をおく。
- 2 会計監査人は、総会において会員の中から選出し、任期は1年とする。

第7章 規約の改正

第27条【規約の改正】

本規約は総会出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

付則

本規約は、平成13年4月1日より施行する。

本規約は、平成19年5月11日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成20年5月2日より施行する。

本規約は、平成25年4月26日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、平成29年4月27日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、令和3年5月10日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、令和4年5月12日一部改正し、同日より施行する。

本規約は、令和7年5月15日一部改正し、同日より施行する。

小平市立上水中学校 PTA 慶弔規定

- 第1条 会員および生徒死亡の場合、弔慰金 5,000 円をもって哀悼の意を表す。
第2条 本規定は運営委員会の議を経て改正することができる。

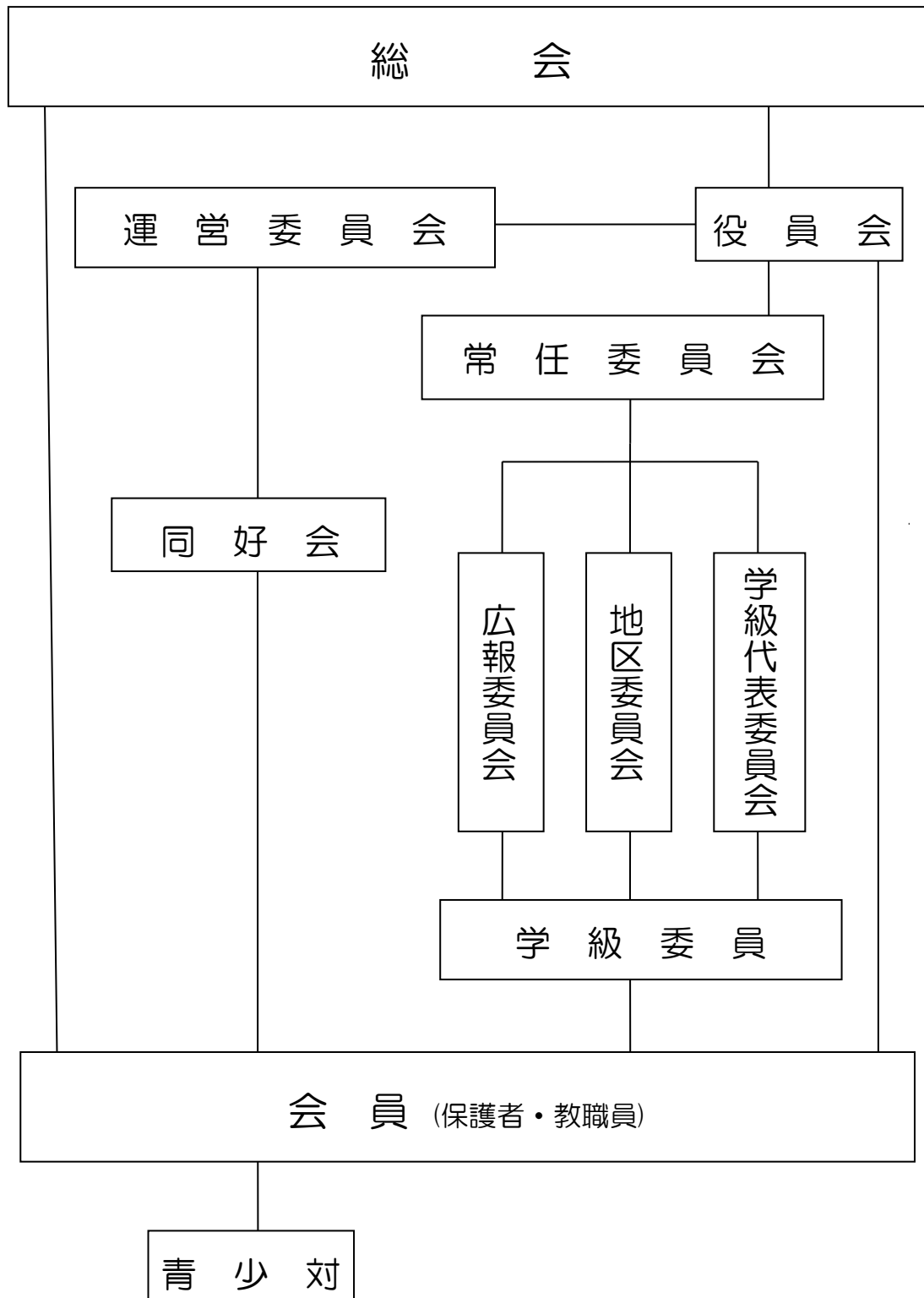
付則

本規定は、平成13年4月1日より実施する。

本規定は、平成21年1月20日一部改正し、同日より実施する。

[付図]

小平市立上水中学校PTA運営組織図



平成28年4月27日追記
令和7年5月15日改正